



第十一管区海上保安本部
令和 8 年 7 月 3 日
発表：午後 6 時

中国海洋調査船「東方紅 3」について（第 1 報）

本日（令和 8 年 7 月 3 日）午前 11 時 15 分頃、当庁巡視船により、久米島の西約 59 海里（約 109 キロメートル）の我が国排他的経済水域において、中国海洋調査船「東方紅 3」が、船尾からワイヤー様のものを海中に延ばしている状況を確認しました。

このため、当庁巡視船から当該調査船に対して、「我が国の同意を得ない海洋の科学的調査は認められない」旨の中止要求を無線により実施しました。

引き続き、巡視船による監視及び中止要求を実施しています。

別添

